

校訂版『鞠洲医事文稿』三編

大島, 明秀

<https://hdl.handle.net/2324/4377797>

出版情報 : 障害史研究. 2, pp.162-146, 2021-03-25. Faculty of Social and Cultural Studies,
Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

《史料紹介》

校訂版『鞠洲医事文稿』三編

A critical edition of the physician Jō Kikushū's medical essay "Kikushū Iji Bunkō" volume 3,
written in the end of Edo period or early Meiji period.

大島 明 秀
Akihide ŌSHIMA

城鞠洲

本資料の著者である城鞠洲は、近世後期から明治初年にかけて主に肥後で活躍した医師である。『肥後先哲偉蹟』後編に掲載されている墓碑銘によれば、鞠洲は号で、諱は由道、字を升卿、允を通称とした。寛政一二年（一八〇〇）五月二五日、鞠洲は処士で医業を始めた父光由のもとに生を享けた。三歳の時に光由が急逝し、母は幼い鞠洲を連れて、数年間親族のもとに身を寄せた。

「好学篤志」であった鞠洲は励んで医生員となり、文政一三年（一八三〇）九月一五日、藩命を奉じて医業を継いだとされるが、¹⁾確かに同年から翌天保二年にかけて作成された「御国中医師名覚帳」にも、深川手永の「御郡代直触」として明記されている。²⁾

(1) その後嘉永六年（一八五三）九月には謁見医師に任ぜられた。慶応二年（一八六六）四月には「外班官医」（おそらく鳥取藩医）に迎えられて「医学助講」

となったが、明治三年（一八七〇）七月の藩政改革で解職され、同月一八日、享年七十一歳にて没した。

生前、古方を講じて証の見方や処方伝え、数十年の間に教えを受けた者は三百有余人に達した。著作には『傷寒論玉石弁』、『金匱玉石弁』、『傷寒論講義及拾玉編』、『医事或問』、『素問鈔』、『論語講義』、『家譜系図』、『文稿』三編があった。³⁾

ところで『肥後先哲偉蹟』後編には、墓碑銘に後続して、鞠洲の役職を示すさらなる出典不明の史料が掲げられている。⁴⁾

御目見医師

一 無禄
城 允

一 慶応二年四月十八日五人扶持被下置、外様御中小姓御医師、再春館助講
一 同年五月廿日再春館句読師兼帯、御役替帳

当該史料では、慶応二年（一八六六）四月一日に外様御中小姓御医師と再春館助講に任ぜられたとあるが、そうなると思碑銘に認められる「外班官医」に就いた年次が重なることから、両史料の記述に矛盾が生じるように見える。また、同年五月二〇日には再春館句読師兼帯を勤めたとも記されているが、山崎正董が藩庁文書等に基づいて作成した再春館の教員一覧に鞠洲の名は見えない⁵。一方、山崎は「古老」から伝聞した情報に基づいて、明治初期の再春館師役であったことを指摘するものの、これも上記史料の内容と齟齬をきたす⁶。一次史料に基づく経歴の確定については後考を期すこととしたい。

『鞠洲医事文稿』三編の構成と成立年次

墓碑銘に記された著作中に『文稿』三編が挙げられていることは前述したが、これは表題に「医事」を含んだ本書ではなく、漢詩集『鞠洲文稿』を指すものと思われる⁷。よって、『鞠洲医事文稿』三編は墓碑銘に認められない新出資料と見られる。なお、「三編」が意味するところは巻次と考えられるが、初編ならびに二編が存在するかは不明である。

さて、『鞠洲医事文稿』三編の内容は、外題割注にあるように「盟書」、「対策」、「治験論」に大別できるが、さらに詳細を見れば、本文は、①「会盟書」、「貪医誤治而病者天幸得不死」、②「治験三条」、③「治験三條」、④「又代人対」、⑤「治験」、⑥「麻疹治法論」、⑦「戲論種痘事」の八項目に成る。

①は鞠洲門で学ぶ際の規約と見られる。名簿の記録方法や欠席に対する処罰、古方に基づく学問方針や勉学の姿勢、ならびに医者としての礼儀などが説かれる。②～③は、当代の医師の誤診や誤治療の実例を挙げ、古方に基づく処置とその適切性を述べる。④～⑤には、古代中国の医人とその逸話を題材として、古方に対する（おそらく門人からの）質問とそれに対する回答が記される。⑥⑦では、麻疹の診療記録やこれに対する治療法を提示しているが、⑧においては種痘に対する鞠洲の批判的な姿勢が示されている。

ところで、これらの項目には年紀が付されている場合があり、そして、それ

らの年次が異なっていることから、鞠洲が一息に編んだ著述でないことは明らかである。年紀は四点確認でき、第一は「会盟書」の末尾に付された「文久紀元、辛酉仲秋、城允謹撰」であり、第二に「治験」の割注に記される「慶応紀元乙丑閏五月廿六日」、第三は「麻疹治法論」の「文久三癸亥九月城允撰」、第四は「戲論種痘事」の「元治改元夏六月城允撰」である。このうち最も遅い「治験」の年紀と、加えて、架蔵本の識語「明治二年 巳三月 工藤姓」を勘案すると、慶応元年（一八六五）五月二六日以降、明治二年（一八六九）三月の間

に成された鞠洲最晩年の著作と位置づけることができる。以上、『鞠洲医事文稿』三編には、鞠洲の医学観・治療法とともに、麻疹患者に対する診療記録、さらには種痘に対する批判的見解が収められており、幕末肥後地域における医療状況の一端を窺う上で貴重な資料と言える。また、麻疹や痘瘡が重篤化により障害を生じさせる症例があることを踏まえると、前記の情報を含む本資料の公刊は、広く障害史研究にも有益であろう。

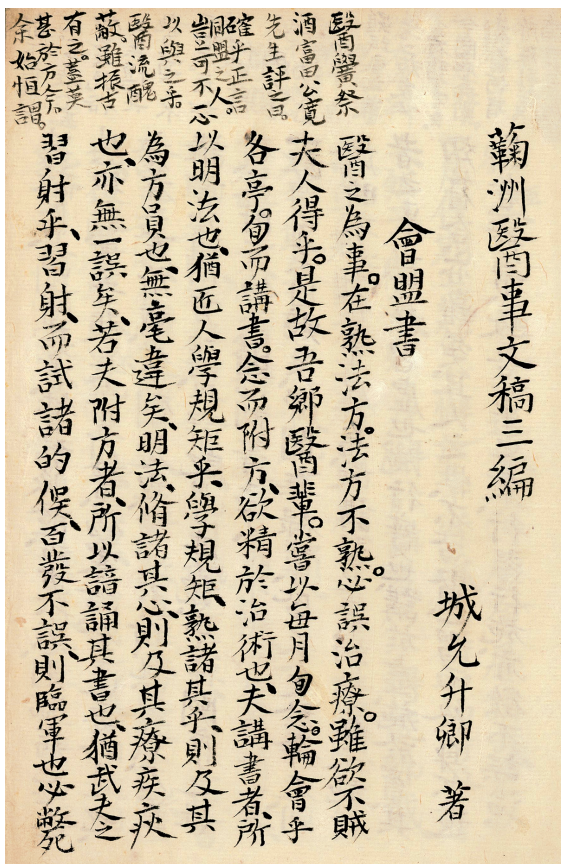


図1 『鞠洲医事文稿』三編の内題（架蔵）

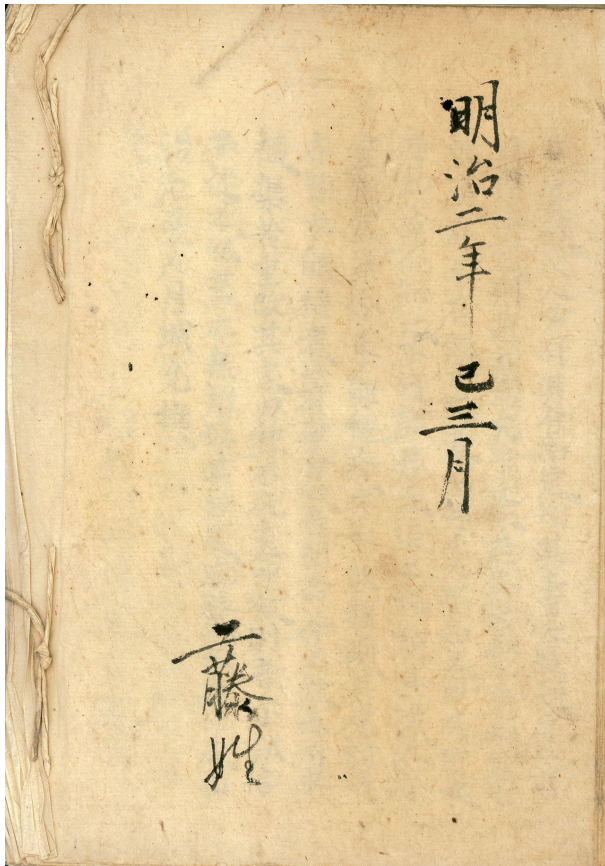


図3 架蔵本の裏表紙に認められる識語

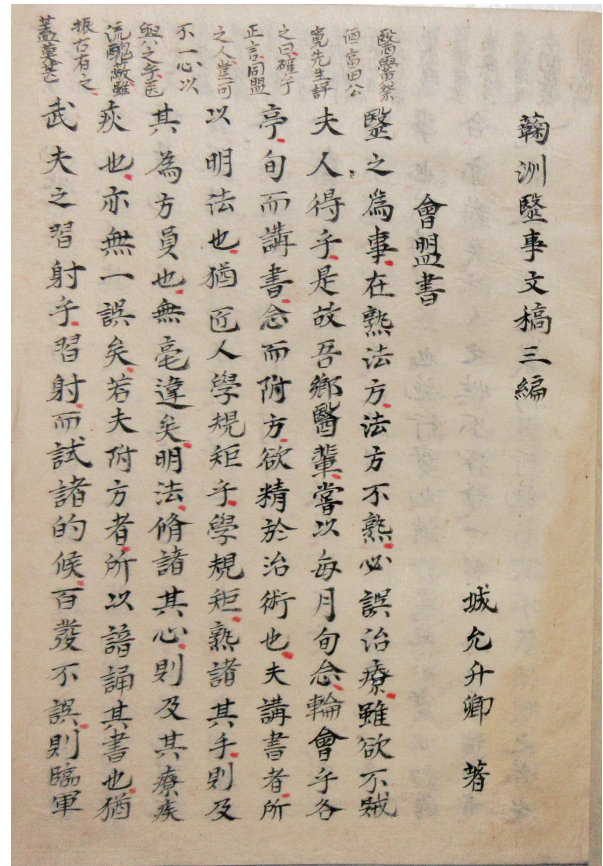


図2 内題（熊本市後藤是山記念館蔵）

資料・凡例

- 一、架蔵本を底本とし、熊本市後藤是山記念館本（以下、是本）を用いて校訂した。
- 一、校訂は必要な場合のみ行い、異同は角括弧で示した。
- 一、校訂以外の筆者による加筆は山括弧で示した。
- 一、割注部分は墨付き括弧で示した。
- 一、旧字・異体字は現在通用する字体に改めた。
- 一、架蔵本、是本ともに冒頭二丁表から二丁表にかけて頭欄に記された注は、本文の後に記した。
- 一、原文では底本に付された位置に読点を記したが、読み下しの作成にあたっては特にこれを考慮しなかった。
- 一、読み下しでは、原文の闕字・平出は反映しなかった。
- 一、読み下しのルビは筆者による。

資料・原文

〈外題〉

鞠洲医事文稿三編【盟書治験対策論】全

〈本文〉

鞠洲医事文稿三編

城允升卿 著

会盟書

医之為事、在熟法方、法方不熟、必誤治療、雖欲不賊夫人得乎、是故吾郷医輩、嘗以每月旬念、輪會乎各亭、旬而講書、念而附方、欲精於治術也、夫講書者、所以明法也、猶匠人學規矩乎、學規矩、熟諸其乎、則及其為方員也、無毫違矣、

明法、脩諸其心、則及其療疾也、亦無一誤矣、若夫附方者、所以誦誦其書也、猶武夫之習射乎、習射、而試諸的候、百發不誤、則臨軍也必斃、其敵焉、誦誦其書、稽諸脈証、百方不惑、則臨病也必遂其功焉、書者張長沙所著、傷寒論、金匱要略是也、方者二書所載、藥劑是也、豈可不務熟習哉、乃置講書薄附方薄、以詳記月日亭号、出席欠席之姓名、及附方的否、贖罰等事、

一医之業固賤矣、鄉閭無祿輩、皆衣食於奔走、則歲時不遑於寧處焉、故講習之事、幼弱猶未施行者之事也、然講習虛也、施行實也、講於虛、施於實、其効符合、亦難矣、且人之性、不皆賢、一習而終身不遺忘者、幾希、故吾輩之業、行習行施、亦欲不誤治、慎之至也、然寧勉之不遑也、豈得屢會屢講哉、是以一月僅期二日、欲不懈於事實也、豈得如幼時汲々者乎、然二日欠席、則一月懈於講習、何以得能熟哉、故与斯盟者、要務不欠席、若有事故而欠、則必以東告、敢無違戾焉、犯者有罰、

一為医者、常須弁礼義、礼義不弁、必失交情「是本交情」一失、同職生隙、不祥莫大焉、凡同職之生隙、多在不知會診之道也、夫會診之道、原医徵後医、而讓其匙、礼也、後医辭之、而不執其匙、義也、礼義之医、必相讓相熟、治方隨其宜、亦安有所誤哉、但徵後医而不讓、貪也、承讓而不辭、憚也、貪憚之医、以投藥得報為務、治方之不宜、亦何足論乎、至其甚者、則不待原医之招、自行而施其藥、原医來責其非、則遁辭憤々、及婦罪於病家、病家多愚俗、亦安弁礼義哉、故以其不招而來為信矣、以其不乞而為仁矣、未知其心之所寓、悲夫、医人固当学道、豈可不弁礼義哉、故會診之道、不必責非礼於病家、若夫曰礼義不足弁者、不学無道之人、固吾会盟外之医、亦何用責焉、

一病家者、医之采地也、各得有領焉、然非自官賜之、彼來而就于我者也、故信則就不信則去、々就無定、非常之有也、是以欲広其地者、先明其法、精其術、治功影響、而後名乎其郷、譽乎其閭、四方争乞其治、則不招而來、不撫而就、雖欲無広領、亦可得乎、方今不知道者、固不能明其法、亦安克精其術乎、但逞其俗智、以陷于人、阿諛巧簧、以售技取利為務、則魯笑乎富豪之家、足恭乎權貴之門、惴々乎卜鼻息以進、未問原医之為誰、不弁病証之如何、妄誹前医之診、而忘己術之拙、以內傷為外感、汗乎可下、補乎可瀉、早可愈者、久引日、其治

方朝夕改易、一劑可貫者、數劑連投、安克得治病哉、然愚俗不喻、但眩惑其口給、視然委任者不鮮矣、不亦甚悲乎、知道者自旁觀之、雖欲無慨嘆得乎、今与斯盟者、慎勿傲于彼徒矣、

一世人動輒改医、不議諸原医、而直乞他医之藥、方此時也、原医不知之、後医幸其不知、而直与其藥、不知道之甚也、大抵知道者、必使病家招原医、原医至而相讓相熟、治方与吾同、則不妄執其匙、不同則言我所欲用之方、以讓于原医、原医不信則去、信則先請原医執其匙、原医固辭而不執其匙、夫而後吾執其匙、則不亦為非義也、若夫危篤急迫之証、不遑行礼義、宜以其權、必不失治疾之要也、但從病家之求、而不一言以告原医、直与己藥、是奪其采地者也、可謂窃盗医矣、或応病家之招、無与原医會診相讓之事、但其人來告曰、嘗汝所療者、今乞服吾藥、汝将有說乎、無則与之、來告如斯、其誰曰有說乎、要而奪其采地者、可謂強盗医矣、強盗比窃盗、於律其罪輕矣、雖然於奪原医之采地則一也、故二者皆吾所甚惡也、今与斯盟者、固不許從其徒也、若夫潛而從之、姦佞邪恣而不改者、終身削名而不列会中、但其性不姦、其心不邪、一旦謬而陷于彼之為者、依于人之忠告、悔其過、改其行、則会盟復于旧不妨、

一病家之不礼、不啻愚俗、賢智之人亦然也、要之皆在撰取医之良者、然其撰取也、但取適其心者、適其心者、必籛餘戚施之医、豈必良哉、故念撰取不良、不知礼之失也、医人之不知義、不啻鄉閭、都下之碩医亦或然也、要之皆在多治療射名利也、然射名利者、心不在治術、故一旦雖得采地、亦有遽然失焉、豈得久領哉、不知義之失也、不知礼義之失、均之時勢也、亦未如之何乎、雖然、今吾輩之所盟、務精於術、守義以応、則病家亦遂不得不守礼也、病家守礼、則籛餘戚施之徒不得進、但守義之医、相会相讓、必精診精察、而後施治療、則庶幾無謬誤矣、然則吾輩之所盟、務不違戾、則不啻吾輩之幸、亦病家之幸也、一郷之風靡、可拳趾而待也、豈啻一郷乎、雖異郷異閭、亦必嚮風矣、

一欠席不以東告者、罰錢百七十五孔、又四時中月之附方、称罰会、一方不中、贖以十四孔、此日也盟令頗嚴、不許一人欠席、但凶服者、非其例、其他雖有疾病事故、欠其席、則必以東告、且副以罪錢、百七十五孔、若不告其狀、寂過其日者、三百五十孔、是皆汚穢之錢、不欲畜諸後日、即日買酒肴、席上悉飲食之、

要犯者無余恥、責者無遺念也。」(原文ママ)

右数件、書于講書簿附方簿之首、以供于会日常覽、要使人々不遺忘也、古者盟礼殺牲歃血、告誓神明、若背違、欲令神加殃咎、使如此牲也、又有盟府、司盟之官也、方今之時、無盟府、又無殺牲之礼、則但從邦家之故、出指血、印于姓名之下、庶幾以同古之盟礼也、文久紀元、辛酉仲秋、城允謹撰、

貪医誤治而病者天幸得不死

一男子家頗富豪、一朝卒然頭痛眩暈、背微惡寒、請余診、余往診、脈浮緩、而無翕々之熱、又無齶々之惡寒、但舌上白胎、殆如少陽之証、曰是所帶之邪甚微、然平生胃火盛、而心下畜水氣、故上衝殊甚、舌胎雖白、亦非可驚也、乃与苓桂朮甘加川芎五貼、翌朝又請診、頭痛止、而眩暈未止、因前方加大黃、又与五貼、教曰、服之少下之、則眩暈亦当止、病人疑余言、僅服三貼、余未服、窃招他医診之、其医未知其平生胃火之盛、但視舌胎之白、而不察其脈、曰是疫疾之初起、邪氣殊深、今不發其汗、而用下劑、恐邪氣陷、而為陽明胃實証、至其時、嚙臍亦不及、請置今之藥、以余藥、庶幾免危篤、如何其人驚曰、病之篤、如斯甚乎、曰、甚於云爾、因請其藥、則与葛根湯數劑、喩曰、大服此藥、覆被衾、可以發其汗、不然則不免危篤也、余未知其事、此日也有故而他適、不得自往診、因命義子診之、義子往以診、初聞其事、乃待余還、備告其狀、余曰、彼医未知其平生、以胃火為外邪、且眩乎其家之銅臭、而忘医職之礼義、故不待前医之讓、忘投已之劑、貪戾殊甚矣、縱其病如渠之言、亦豈可不議余而潛投其藥哉、汝応待後日而見之、義子曰唯、翌日病家又徵余、具告一医之言、余又診之、脈狀如前日、但氣力沈々、頗如衰、因問發汗乎、病人答曰、汗大出、心氣漸衰、邪氣定応深矣、余曰、否邪氣既去、胃火益盛、是不可發汗、而大發汗、津液枯燥、而舌胎加厚、今薄被衾、寒温適身、而可矣、必不可為外邪陷而入裡之候、病人唯々、而心未信、余終去、翌日又請余診、即使義子往辭曰、余既不投藥、來診亦何益、若夫一医之助診、則義子等之所不辭、不亦善任乎、余請遁之、終不往、但使義子時々往見其治療之如何、蓋又徵其他医、貧医数輩、相診相議、処劑数方、初服葛根一日、繼服柴桂湯三日、既及舌胎之黃黑、或服大柴胡、又服大柴胡加芒硝、或服承氣養榮湯、而下利数行、一朝俄然舌胎如拭、心氣脫然、医見

其脫然、以為陷于陰部、因用人附養榮、又用補中益氣、或交以參胡芍藥、或用十全大補、十数日之間、転用之藥、凡九方、朝改

夕更、妄射乱發、亦安能得的中哉、然病者天幸、亦得不死也、嗚呼富家之人、為貪医見誤、而損傷其身体者、不啻斯人、豈可不痛悲哉、

治驗三条【代富田栄純作】

一農夫家貧、鬻身於隣村之富家、為奴、一日為蓋匠使令、在軒下而務事、俄然暈倒、吐泻昏冒、不分視聽、主人急徵一医治之、医診曰、是方今流行之惡病、所謂暴瀉霍乱也、非余不佞之所得而療焉、請徵他医、蓋投真武四逆輩去、遂徵余、々往診、一身冰冷、四肢殊甚、口無言、目無視、軀筋急強、危殆万状、但其脉滑数有力、嘔吐頻發、注瀉如建瓴、雖不呼渴、而其欲飲者可知也、因先作白虎加人參湯、服之數貼、而後、目漸有視、口亦有言、乃命開口、舌上乾燥、胎如塗墨、続服前方一昼夜、身漸温、亦唯煩躁悶乱、吐瀉猶無止、迺(半夏力)小半加茯苓、或五苓理中輩、数相転用、經五六日、吐瀉漸止、僅得啜稀粥、然吐瀉之久、腹部下陷、精氣大脱、因主人命他僕、昇而歸于其家、齋糧養体、余与服十全大補湯、四旬有余日、而歸于主家、

一童子患蝮蛇咬傷数日、疼痛殊甚、經諸療治而不愈、余嘗聞之老叟、胡瓜汁善解蝮蛇之毒、時三四月之交、鄉中之胡瓜、但有苗、而未有瓜、因把其苗、葉莖共絞取汁、以伝于患處、疼痛頓止、可謂奇矣、記以示于子孫、

一田夫患小瘡、不服發表劑、而直浴于温泉、焯後發熱、全身漸腫、一医診之曰、小瘡内攻也、服赤小豆湯数日不愈、因又用禹水湯数日、時或少減、亦暫而如故、遂徵余治之、余用厚朴七物湯数日、腫漸減、続服之、得全愈、夫厚朴七物湯、似非治腫藥。然余家用之、治腫氣者不寡矣、不啻今日、是、以世人目余以腫氣医、不亦奇乎、然余亦不知厚朴七物何以主療腫氣、蓋先人治用古方、偶有得其効、因以伝于今乎、是亦当与前条並記、

對策

問、春秋之時、医和診晋侯之脈、而知其良臣將死、宋時、僧知縁診其父之脈、而能道其子之吉凶、宋史之文。雖不足信也、左氏之言、豈有妄誕乎、抑亦英雄欺人耶、学者必有說、請悉其論、

診君之脈。而知臣之死。診父之脈而道子之吉凶。其事兩似可怪矣。然今夷攷問之意。宋史不足信、則暫置之而可、但左氏不可有妄誕、則弁之在茲、夫医和者良工也、良工医国、矧於人乎、医国者、必知其政、医人者必知其行、豈翅屑々乎診脉按腹、而後焉良工哉、医和一視晋侯之疾、而直知其行、其行近女室、惑以喪志、趙孟不能禦之、是失良臣之節也、知必容咎、故曰、將死、是其所知、非診脉而知、察行以知。是謂之良医之道也、又何怪鳥、夫淫行之生疾、子產既先知之、曰君子有四時、又曰、内官不及同姓、若由是二者、弗可為也、夫子產非医、則固不診其脉、而知其疾弗可治、非察行而然乎、子產既察行而云爾、矧於医和乎、左氏伝其事者、固事实之所有、豈妄誕乎哉、策云、診脉而知、恐非左氏之文也、

問、暴池兼嘔吐之証、盛行于夏秋之際者二歲、其証極危險、天橫亦不鮮、世姑称曰暴瀉、今稽諸軒岐之書、則果有所徵耶、求諸長沙氏之論、則属何部耶、寒熱之分、表裡之別、治法亦不可無所準拠也、請詳其說、

夫医之於治療也、不徵諸軒岐、則未以為有拋焉、不求諸長沙、則未以為有法焉、軒岐建言長沙設論也、今暴泄之証、危險殊甚、天橫亦不鮮、則不知軒岐之言、亦無所徵乎、長沙之論、亦無所求乎、噫其然、豈其然乎、長沙拋軒岐而設法、所謂三陽三陰是也、三陽三陰分六部、則寒以属陰、熱以属陽、分虛實、配裏、則有上下、有淺深、輕重緩急、悉可以隨法施方也、夫既隨法施方、亦皆不外於三陰三陽、三陰三陽拋軒岐而設法、則隨其法者、謂之求于長沙、亦何強、謂之徵于軒岐、亦何強、但其証之暴急也、長沙論中似無其類矣、然長沙一設其論、医治之法方始定焉、譬諸有規矩準繩、而方罔平直無不可成者、規矩準繩有常法、而方罔平直無定器、雖則無定器乎、亦以常法當之、何器不方罔平直哉、今医熟乎長沙之定法、隨証施其治、雖有寒熱虛實、亦唯不違補瀉温涼之道、則何疾不治、但天行時氣之不均也、暴急不及于事、危險不可救者、雖医聖亦將如之何、乃以歸于天命、亦為不強焉、

又代人對

昔者長沙氏、著傷寒論、疾医法方始定焉、迺建三陰三陽之編目、以指示病邪之所在、表裏淺深之位、与寒熱虛實之分也、後世之医、準拋乎斯、百疾無不可治

者矣、至于叔和氏撰次之、妄加其意以攙之、玉石混淆、不可得而弁數焉、然辭簡而旨深、微諸事實、其効影響、謂之長沙之旧而可、抑亦辭煩而旨淺、施諸治疾、頑然無驗、謂之叔和之攙、不亦善乎、論末所載、霍亂編者、專論池利嘔吐証、則所謂暴泄兼嘔吐、亦係于斯乎、然其論有所不尽、而其方亦不為足矣、但五苓理中四逆之類、(傳力)董々乎不過三四方、則未足以療時行暴急之病也、是無他、均因叔和之攙焉、夫霍亂之名、蓋非長沙之所命、何則過飲食生冷、腹痛煩滿嘔吐泄瀉者、非寒則熱、非虛則實、豈出于三陰三陽之外哉、然則既有三陰三陽編、亦豈可別有霍亂編哉、而有之者、得無非叔和之攙哉、但其一二可取者、皆傷寒厥陰証、其論雖主吐利、亦非必霍亂之証、則其取諸厥陰編、以補之也必矣、然則所謂時行暴泄之病、殆無所準拠焉乎、豈其然乎、其証亦非寒則熱、非虛則實、固不出于三陰三陽之外、則寒則温之、熱則清之、虛則補之、實則瀉之、乃白虎承氣之類、真武四逆之輩、或瓜蒂、或備急、求諸三陰三陽部中、則其方亦不乏、以是療之、不治者命也、豈我所知乎哉、若夫軒岐之言博矣、後世時行之病、似無所徵矣、然三陰三陽之名矧于是、則長沙之編目、亦本乎此、故求于長沙而得其法、則軒岐之言、雖一々不徵、亦無害乎為医也、

治驗【慶応紀元乙丑閏五月廿六日於再春館試業焉乃持以下之文五道以出席】壬戌之歲、麻疹大流行、海内一統、蓋無所不觸矣、若我邦至 官吏出錢幣、為窮民償、医業之價、乃拙工如余者、亦八九旬之間、而療三百有余人、則高手輩、晝夜不遑寧處、若夫順逆二証、蓋有所前定、而不因医之工拙、則但險一証、因医治以定其死生、吾徒豈可不慎哉、而拙療中、險証亦不寡矣、而莫險於我隣家末男焉、如兼疫、如兼痢、危殆万狀、因以為鬼錄上之人、(録力)漸轉而活者、天也、非庸療凡治所能焉、然猶未擲其匙、日精考熟慮、而至遁死亡、則亦下手之偶中乎、非敢以為治驗也、其初如感冒、雖有發熱、亦不翕々、雖有惡寒、亦不齶々、但其神氣鬱々、或寐或興、未全就寤、家人慮其為疹初、從容請余藥、以服余亦未及精診、与他家輕証一視、与葛根湯以服之、既歷三四日、荏苒如解者兩日、至六七日熱漸加、麻疹發于周身、於是家人皆安息曰、是人々皆所不通、既已發出、則其瘥不亦近乎、而猶未終其日、疹皆没入、忽然不見、家人怪懼以告、則余亦遽然至診、其脉洪數、其熱蒸々、其目光燿、喚渴呼飲、臥起輾轉不安、乃

与白虎加人參湯、服之數貼、須臾渴止、亦倏忽而痊、煩躁悶亂、言語如狂、嘔々喋々、因又作大承氣湯數貼与之、大便秘快利、而後煩躁讞語時或止、然其熱不敢退、往來發作、數日不止、時或尿血、渴亦發、則作大柴胡加石膏湯、服之數日、熱氣漸退、既而又下利不止、或紅或白、宛然膿血利也、此時氣力漸衰、身體羸瘦、脈亦沈微、則或真武加人參、或桃花加附子、轉用稍久、而後下利漸止、然穀氣僅々、衰脫益甚、身體在床、不能自轉側、背脊久黏茵蔯、皮膚摩剝、而生床瘡、于肩于腰、痛苦難堪、終潰爛如癰、日夜出膿汁、臭穢穿鼻、雖父母兄弟、亦不以為潔、亦甚困矣、於是乎內服十全大補湯、外伝中和白明諸膏、節飲食、慎勞動、七旬有余日、而始步至隣村、此男歲十六、

一女子歲十一、罹于痘、既見点、而熱仍不解、狂言妄語、如見鬼狀、殆無精神、一醫療之、初以葛根湯、次慮虻証、以大柴胡加鷓鴣湯、而虻不落、熱亦自若、食餌絕粒、家人遽謀、更徵一醫、一医視其無精神、以為痘毒深劇之所致、亦無生理矣、乃人參野豬膽合煎、与之而去、既而徵余、余往診之、時身無大熱、脈浮而有力、更無異証、但精神恍惚、之目有視、而口無言、余命出其舌、而不敢、其痘不甚稠密、亦無惡点、因熟考之、虻則虻也、然其所居必高矣、是蓋柘彰常所謂貫心之虻也、非烏頭不能下之、乃前医所用、大柴胡加鷓鴣湯、更加烏頭、作三貼、与之去、翌日又徵余、蓋前夜虻落者二頭、然目視而口不言如前日、但必余命、僅出其舌者、不与前日同、則余知其行將就精神、然家人驚譟、謂余曰、此女當無生、縱假卿以靈以生、亦万一之僥倖耳、余曰、未必然、今少服前方、下虻若于頭、則必當就精神、既就精神、則食亦必進、若夫痘則輕証、亦不足患矣、而又与前方三貼、翌朝又夙徵焉、余問使曰、精神既出乎、使曰未也、無与前日更異耳、余因怪謂、精神之不出、日既久矣、寧得無非死証乎、促行而至、時病女在蓐中而食、主人視余出迎、乃欣然謂余曰、病女因靈藥、下虻若于頭、漸而精神出、今食亦少進、蓋亦得活乎、不亦枯木之花哉、然下者皆死虻也、敢問何故、余曰、是蓋中烏頭毒也、不為念焉、主人曰然哉、何幸如之、敢不重拜大德哉、余亦從容進診、顏色和麗、言語如常、痘亦能起脹、乃謂主人曰、凡治痘之諸書、多忌下劑而不用、然余別所見、則下劑數日、亦無障礙矣、主人曰唯々、遂招前医、指揮後方、托全治而去、其後主人來謝、蓋貫膿收醫等、如順証云、

凡医之療病也、臨變逐機、以為甚難矣、然持重之術、亦難矣哉、但有緩急以從之、医之大要也、余嘗見一里胥患虛勞、其医探古今之方、百治無驗矣、以為行將至瘵也、因謂病家曰、余治久無功矣、請徵他医以讓焉、病家不決、命匙人撰其医、余偶当其撰、遂投東於余以徵焉、備陳其情狀、礼敬懇到、余義不可辭焉、遂住而診、顏色憔悴、臥起不安、其脈浮而無力、声音微吟如蚊、余嘗知其人性質堅固、事務不苟、蓋其奉職之間、思慮勉強之深、謹慎勞苦之積、終致此患者也、故胸痛心悸、寤寐煩燥、精液內虛、皮肉外脫、自非滋潤調和、安能得瘳之、然是不宜急治也、自今服余藥、亦非經數旬、其驗不可見焉、病者曰、敢唯命之從乎。乃与灸甘草湯、日服三貼、三旬余、而始覺少快、病者石心、敢不怠藥、余亦費用一方、漸々向吉、凡經百有數十、而復于常、

麻疹治法論

昔吾聞之大孺人云、麻疹二十五年一流行、余出母胎即病、二十五歲而又流行、果如大孺人之言也、然此時余在医鬻未施治、則雖不記其詳、大抵皆輕証耳、未聞其有險証、矧於死者乎、故自以為麻疹無死証、昔聞其有死者、蓋或兼痢、或兼虻、因循以及焉、唯一癩疹、而死者絕無之、其後數年、而又流行、時余既在家而施治、則數十人、瘥于吾匙、然是蓋似者、而非真者、故無麻疹名、然亦非別病、我邦俗稱麻疹曰波滋葛、其似者只曰滋葛、以輕之故也、其真麻疹者、三十八年而大流行、大孺人之言、亦有遲庭也、時余六十三歲、与養子及一二門人、專施其治、文久壬戌之歲、我鄉自七月經八月至閏月、八九旬之間、療三百有余人、死者五人、危險引日者數十人、是蓋余之幸而然也、聞医所療、險逆之証、不啻陪蕪也、是蓋非医治之罪、疹毒深劇、前古所無、是以然也、於是乎吾昔以為無死証者、亦大相逕庭也、嗚呼昔則如彼輕易、今則如斯險逆、何然異也、凡病者變也、雖則變乎、一發不再、限日而愈、既有常數者、唯痘疹為然也、然至近世、流行不限年、其發不限日、其毒之淺深、其証之輕重、与昔年不啻霄壤、昔病而今又病者有之、一發隔年再發者有之、如兼疫者有之、如兼痢者有之、余毒發而為瘡疥者有之、陷而內攻者有之、既瘥而食復者有之、又勞復者有之、千態万狀、不可得而定極也、是天運時氣之有異乎、抑人生古今之有別乎、不啻世人之惑、医亦諸書之論說、曰虛寒、攻擊溫補、区以別、則更無所適從焉、噫豈

果無所適從乎、亦不知我所為道也、昔者張長沙脩復寒論、而垂道於將來、則後世之醫、能依其法用其方、則百爾諸病、無不可得而治者、唯如痘疹、不載其名、則以為其法方、無所依用焉、所以有活幼瓊言弁要等諸書也、殊不知長沙伝道教法者也、豈悉載其名、以于後世哉、譬諸大匠授規矩、取者熟諳其手、何方員不得而為哉、然規矩者一定之法、而方員之器、大小無定矣、若但為一定之方員、而不能為無定之方員、是豈能取規矩者哉、必為無定之方員、而後以為良工也、長沙之論者、一傷寒之治法、而百病之証、變化無窮矣、若但知一傷寒之治法、而不知百病無窮之治法、是豈能學長沙者哉、必知百病無窮之治法、而後以為良醫也、今吾為麻疹之治、亦豈他之求哉、宜求諸長沙、則其初熱、以發表為法、以大陽為位、桂麻葛根諸方、隨証撰用、則輕者乃瘥、重者不瘥、既而不瘥、則其邪進而位于少陽、乃亦以和解為法、大小柴胡、諸方不乏、而猶不瘥者、弥進而位于陽明、白虎以清之、承氣以下之、驅熱退邪之方、無不足矣、若夫裡虛之人、其毒陷而位于三陰、則附子真武四逆諸湯、無不備焉、或兼痢兼虻、諸証雜出、則察其虛實、勉其寒熱、隨証施其治、固不出於三陽三陰之外、是豈廻麻疹乎哉、其他百病皆然也、是謂之學一規矩、而為百方員、不亦善乎、且也取長沙之規矩、而為百病之方員、則後世諸家之方、取以為刀鋸錐鑿、亦不妨也何、必固執於長沙、而不顧其他之為哉、但要取規矩熟其手、精為百方員也、文久三癸亥九月城允撰、

戲論種痘事

或問余曰、種痘果有益乎、抑亦無乎、請詳聞之、余笑而不答、或艱然不喜、毅然正色曰、汝非嘗脩醫者乎、蓋詳汝說以諭焉、余曰、若夫医事乎、則吾所講習、豈不承其問哉、今子所問、非医事、豈吾所答哉、或曰、痘者非医所与乎、曰痘病名也、治之法、固医所講習也、至于種之、豈医所為哉、方今重稽餽口之徒、固不知医道者之事也、為医者豈知之哉、夫痘之為病、初熱見点、起脹貫膿、收靨結痂、限日期年、一触不再、不与他諸病同、可謂怪病矣、渠因其怪病、而起怪意、設怪法而施之、不亦怪技乎、不可以正医之道論焉、請以戲諺言之、可乎曰可矣、余曰、種痘之起、吾不遑問其濫觴、当今蚕貂之支流、奔溢乎我、東方、蕩々懷山、浩々襄陵、下民墊溺、豈翅下民乎、高貴卿士、亦或喜其迸滴、

愛其波及、甚矣哉、怪之易行、而正之難明也、是君子不知命、小人不知分故也、渠乘其隙、誇張其技、唱曰、種一痘、則生一痘、種二痘、則生二痘、々之多少、其心之所欲也、而起脹貫膿、收靨結痂、八九日而愈、無亦再触也是軼重乎輕、通凶乎吉、至善之道也、以之陷于夫人、弋浮名、射財利、若有不信者、假官吏有司之力、以徧誘之、是以無都鄙貴賤、皆相染相泥、然種而果通乎、不日而触正痘、順逆險難、不異于常者不寡矣、於是乎渠論其人口、種而生者、有假有真、故問或触者、假而非真、至于真則敢無触矣、然使渠撰其真假、亦無能弁、則其所謂真假、亦一時之遁辭耳、又其種而不即触、歷數月數年而触者有之、則改其言曰、是一時避流行之法耳、非日終身通痘也、故每流行種之、可以暫避其難耳、然無種之始、亦自然而不触者有之、又今種而通、或不通而触者有之、則種而通乎、自然而通乎、不可分明知焉、然則不可亦以為避之法也、於是乎又改其言曰、種而触者、雖触必輕矣、無有險逆証也、而渠之舌猶未乾、而触者亦不必輕、或險逆而斃者、往々而有之、則其言雖如簧乎、亦無由改耳、然則其果有益乎、抑亦無乎、世人概當有知者、豈必待吾言哉、且渠種痘之事、其要亦安在、欲使夫人無夭橫乎、抑亦欲使無醜面乎、死生者命也、醜艷者分也、分之与命者、定乎有生之始、如之何得使免之於既生之後哉、故雖有痘痕乎、其面不必醜、却優於無者有之、雖無痘痕乎、其面不必醜、却劣於有者、亦往々有之、則醜艷豈必在痘哉、夫人必有其分而定、矧其寿夭長短、亦必有其命而定、則通痘而死乎疹、通疹而斃乎痢、其它諸病、亦未有敢不死者、嗚呼小人不知之、固其所也、君子而不知之、不可謂君子、渠之覬覦其隙、不亦宜乎、然渠亦未能種疹、亦未能種痢、其它諸病、亦皆未能種者、以有命分也、吾聞命分之外、無所求福、渠若重改其言、曰種不死之命分、則吾亦誠信而從之、然蓋亦無所取其苗矣、或粲然笑而去、元治「改」元夏六月城允撰、

〈頭注〉

医覺祭酒富田公寬先生評之曰、確乎正言、同盟之人、豈可不一心以与之乎、医流醜蔽、雖振古有之、蓋莫甚於方今、余始恒謂、都下輕薄之風、医蔽尤甚、加以流俗之無恒、其勢潰々不可禦、無如之何耳、渠鄉則不然、必有淳厚之

(9)

風而存焉、雖氓之蚩々乎〔蚩本〕、病家必多有恒者矣、今閱此書、則都鄙何有所殊別哉、嗚呼不亦傷乎、雖然、會盟約言一行、則闔鄉之醫生、必生廉恥矣、病家亦必自然有所弁知矣、風漸之所被必又及于他鄉乎、可謂一盛事也、

資料・読み下し

〈本文〉

會盟書

医の事を為すは法方に熟すに在り。夫人得て賊なわざるを欲すと雖も、法方に熟せざるは必ず治療を誤る。是故吾郷の医輩、嘗て毎月旬念を以て各亭にて輪会す。旬に講書し、念に附方す。治術に精しからんと欲するなり。夫書を講ずるは法を明らかにする以所なりて、猶匠人規矩を学ぶがごとし。規矩を学びて諸其に熟せば、則ち其の方員を為すに及び、毫も違ふこと無し。法を明らかにし、諸其の心を脩むれば、則ち其の疾疾を療すに及び、亦一として誤ること無し。夫れ附方の若きは、其書を誦誦する所以なりて、猶武夫の射を習うがごとし。射を習いて諸的候〔候カ〕に試み、百発誤らざれば則ち軍に臨みて必ず其敵を斃す。其書を誦誦し、諸脈証〔脈カ〕を稽う。百方惑わざれば、則ち病に臨むや必ず其功を遂ぐ。書は張長沙著す所の傷寒論・金匱要略是なり。方は二書所載の薬剤是なり。豈務めずして熟習せげんや。乃ち講書簿・附方簿を置き、以て月日・亭・号・出席欠席の姓名、贖罪等の事を詳記す。

一つ。医の業は固より賤なり。郷閭無祿の輩は、皆奔走に衣食すれば、則ち歳時寧処に遑あらず。故に講習の事は、幼弱猶いまだ施行せざる者の事のごときなり。然れば講習は虚にして、施行は実なり。虚を講し、実を施す。其効を符号するは亦難し。且つ人の性は皆賢ならず。一習しても終身遺わすして忘るるものなり。幾希〔希カ〕は、故に吾輩の業、行習行施することを。亦誤治せざらんと欲するは、慎の至なり。然れば寧処の遑あらざるなり。豈屢〔屢カ〕會を得て屢講せんや。是を以て一月に僅に二日を期し、事に不懈を欲するは実なり。豈得て幼時の如く汲々たる者たらんか。然れば二日欠席すれば則ち一月講習を懈り、何

ぞ以て能く熟することを得んや。故に斯盟〔盟カ〕に与る者は、務めて欠席せざらんことを要す。若し事故有りて欠すれば、則ち必ず以て東告〔東カ〕す。敢えて違戻すること無し。犯す者は罰有り。

一つ。医者たれば常に須らく礼義を弁うべし。礼義弁えざれば必ず交情を失す。交情一失すれば、同職の生隙、不祥莫大なり。凡そ同職の生隙、多く会診の道在るを知らざるなり。夫会診の道、原医は後医を徴し、而して其匙を譲るは礼なり。後医之を辞して其匙を執らざるは義なり。礼義の医は必ず相議相熟し、治方は其宜しきに随う。亦安んず誤る所有らんや。但後医を徴して譲らざるは貧なるのみ。承讓して辞さざるは憚なり。貪憚の医は投薬を以て報を得るを務めて為す。治方の宜しからざるは、亦何ぞ論ずるに足らんか。其甚しきに至れば、則ち原医の招を待たず、自ら行いて其薬を施す。原医来りて其非を責めれば、則ち遁辞憤々、病家に罪を帰するに及ぶ。病家は多く愚俗にして、亦安んぞ礼義を弁えんや。故に以て其招かざりしも来りて信を為す。其乞わざるを以て仁を為す。未だ其心の寓する所を知らず。悲しいかな。医人固より当に道を学ぶべし。豈礼義を弁えざるべけんや。故に会診の道、必ずしも病家に非礼を責めず。夫礼義を曰うも弁うるに足らざるが若き者は、不学無道の人にして、固より吾會盟外の医、亦何ぞ責を用せんや。

一つ。病家は医の采地なり。各得て領を有す。然れども自からにあらざして官之を賜すれば、彼来りて我に就くなり。故に信すれば則ち就く。信ぜざれば則ち去る。去就の定め無きは非常の有なり。是を以て其地を広げんと欲する者は、先ず其法を明らかにし、其術を精しうす。治功の影響、後に其郷に名だかく、其閭〔閭カ〕に譽となる。四方其治を争いて乞えば、則ち招かざりしも来たりて、撫〔撫カ〕わすして就く。領を広げること無からんと欲すと雖も、亦得べけんか。方今道を知らざる者は、固より其法を明らかにする能わず。亦安にか克く其術を精しうする。但其俗智を逞うし、以て人を陥れ、阿〔阿カ〕りて諛い、簧〔簧カ〕を巧みにし、技を售るを以て利を取らんと務を為せば、則ち富豪の家を脅笑せんのみ。権貴の門に足恭〔恭カ〕し、惴々として鼻息を卜〔卜カ〕いて以て進む。未だ原医の誰たるかを問わず、病証の如何を弁えずして、前医の診を妄誹す。而して己術の拙を忘れ、内傷を以

て外感と爲し、下すべきを汗し、瀉すべきを補す。早く愈すべき者は、日を引くを久しうす。其治方は朝夕改易し、一劑貫くべき者には數劑連投す。安んぞ克く治病を得んや。然れども愚俗は喻らず。ただ其口給に眩惑し、視然として委任する者鮮からず。亦甚だ悲しからずや。道を知る者は自から之を旁觀し、慨嘆無からんと欲すと雖も得んや。今斯盟に与る者は、慎みて彼徒に倣うこと勿かれ。

一つ。世人動もすれば輒く医を改め、諸原医を議せずして直ちに他医の薬を乞う。方に此時なり。原医之を知らず。後医幸いに其知らずして直ちに其薬を与う。道を知らざる者の甚しきなり。大抵道を知る者は、必ず病家をして原医を招かしむ。原医至りて相議相熟す。治方吾に与うると同じなれば則ち其匙に妄執せず。同じならざれば則ち我が用いんと欲する所の方を言う。原医に議するを以て、原医不信なれば則ち去り、信なれば則ち先ず原医其匙を執らんことを請う。原医固辞して其匙を執らず、夫よりして後、吾其匙を執れば、則ち非義たらざるや。夫危篤・急迫の証の若きは、礼義を行うに遑あらず。宜しきは其権を以てするも、必ず治疾の要を失わざるなり。但病家の求に従うのみ。一言原医に告げるを以てせず、直ちに己薬を与う。是其采地を奪う者なり。窃盜医と謂うべし。或は病家の招に応ずるも、原医の会诊相議の事に与ること無し。但其人來りて告げるのみ。曰く、嘗て汝の療する所の者は、今吾薬を服せんと乞う。汝將に説有らんとするか。無ければ則ち之を与うと。來りて斯の如く告げる。其誰が説有らんと曰うか。要すれば其采を奪う者なり。強盜医と謂うべし、強盜は窃盜より律に於いては其罪輕し。然りと雖も原医の采地を奪うに於けるは則ち一つなり。故に二者皆吾甚だ惡む所なり。今斯盟に与る者は、固より其徒に従うを許さざるなり。夫潛みて之に従い、姦佞邪を恣にして改めざる者の若きは、終身削名して会中に列せず。但其性不姦にして、其心不邪なるのみ。一旦謬りて彼のするものに陥れども、人の忠告に依り、其過を悔い、其行を改めれば、則ち会盟旧に復するを妨げず。

一つ。病家の礼を知らざるは、啻に愚俗のみならず、賢智の人亦然るなり。之を要するに皆医の良きものを撰取すること在りて、然れば其撰取するなり。但

其心に適うを取るのみ。其心に適うものなるも、必ず籩籛・戚施の医ある。豈必ず良からんや。故に撰ぶを念れ、良からざるを念るは、礼の失するを知らざるなり。医人の義を知らざるは、啻に郷閭のみならず、都下の碩医亦或は然るなり。之を要するに皆多く治療して名利を射ること有るなり。然るに名利を射る者は、心治術に在らず。故に一旦采地を得ると雖も、亦遽然にして失う有り。豈久しく領を得んや。義の失を知らざるなり。礼義の失を知らざるは、之を均しうする時勢なり。亦未だ之を如何ともすることなし。然りと雖も、今吾輩の盟する所は、務めて術に精しく、義を守りて応ずるを以てすれば、則ち病家亦遂に礼を守らざるを得ざるなり。病家礼を守れば、則ち籩籛・戚施の徒は進み得ず。ただ守義の医は相会相議し、必ず精診精察して、後に治療を施さんのみ。則ち庶幾くは謬誤なからんことを。然るに則ち吾輩の盟する所、務めて違戻せざれば、則ち啻に吾輩の幸のみならず、亦病家の幸なり。一郷の風靡は、趾を挙げて待つべきなり。豈啻に一郷のみならず、異郷異閭と雖も亦必ず嚮風す。」

一つ。欠席は東告を以てせざれば、罰錢百七十五孔。又四時中月の附方と称罰會、一方中らざれば十四孔を以て贖う。此日の盟令頗る嚴しく、一人の欠席を許さず。ただ凶服者は其例にあらず。其他疾病・事故有りと雖も、其席を欠すれば則ち必ず東告を以てす。且つ副うるに罪錢百七十五孔を以てす。其状を告げざるが若きは、其日を寂過して三百五十孔。是皆汚穢の錢にして、後日に諸畜うるを欲せず。即日酒肴を買い、席上悉く之を飲食す。要犯者は余恥無く、責は遺念無きなり。」

右の數件は講書簿・附方簿の首に書す。以て会日に供えて常覽す。要するに人々をして遺忘せしめざるなり。古は盟礼とは性を殺して血を飲ぎて神明に告誓す。若し背違せば、神をして殃咎を加えしめんと欲し、此性の如くならしめるなり。又盟府、司盟の官有るも、方今の時、盟府無く、又無殺牲の礼なれば、則ち但邦家の故に従うのみ。指血を出し、姓名の下に印す。庶幾くは、同古の盟礼を以てすることを。文久紀元辛酉仲秋、城允謹んで撰す。

一つ。貧医誤治して病者天幸にして死せざるを得たり

け、余往診す。脈浮緩にして翕々きやうきやうの熱無くして、又嗇々しやくしやくの悪寒無し。ただ舌上白胎し、殆んど少陽の証の如きなり。曰く、是帯びる所の邪は甚微。然るに平生胃火盛んなりて心下水気を畜う。故に上衝殊に甚し。舌胎白しと雖も亦驚くべからざるなり。乃ち苓桂朮甘（苓桂朮甘加川芍湯カ）加川芍（加川芍湯カ）を与うることに五貼。翌朝又診を請う。頭痛止みて眩暈未だ止まず。因つて前方に大黃を加え、又五貼を与う。教えて曰く、之を服するに少し之を下せば、則ち眩暈亦当に止むべしと。病人は余言を疑い、僅に三貼を服し、余は未だ服せず。窃ひそかに他医を招き之を診る。其医は未だ其平生の胃火の盛んなるを知らず。但舌胎の白を見るのみにして、其脈を察せず。曰く、是疫疾の初起にして邪氣殊深なり。今其汗を發さずして下剤を用うるは、邪氣に陥るを恐る。而るに陽明胃実証を為すも、其時に至りて臍ほぞを嚙むには亦及ばず。請いて今の薬を置き、余薬を以て、庶幾こいねがわくは危篤を免れんことを。如何か其人驚きて曰く、病の篤きは斯の如く甚しきかと。曰く、甚しきのみと。因つて其薬を請えば、則ち葛根湯数劑を与うと。諭して曰く、此薬を大服し、被衾を覆い、其汗を發するを以てすべし。然らざれば則ち危篤を免れざるなりと。余未だ其事を知らざりて、此日は故有りて他に適く。自から往診を得ず。命に因つて義子之を診る。義子往き以て診、初めて其事を聞く。乃ち余の還るを待つ。備えて其状を告ぐ。余曰く、彼医は未だ其平生を知らず。胃火を以て外邪を為す。且つ其家の銅臭に眩みて医職の礼義を忘る。故に前医の讓を待たず。忘れて己の劑を投じ、貪戾たんにれい殊に甚し。其病を縦ほしにする渠かれの如きの言は、亦豈余に議すべからずして潜かに其薬を投ぜんや。汝応待すること後日にして之に見えよと。義子曰く、唯と。翌日病家又余を徵するに、一医の言を具告す。余又之を診るに、脈状は前日の如くなるも、ただ氣力沈々として、頗る衰うるが如し。因つて發汗を問うに、病人答えて曰く、汗大出して心氣漸衰し、邪氣の定めて深きに応ずと。余曰く、否と。邪氣既に去り、胃火益す盛んなり。是發汗すべからずして大いに發汗し、津液枯燥して舌胎加厚なり。今薄き被衾は、寒温の身に適いて可なり。必ず外邪に陥りて入裡の候を為すべからず。病人唯々として心未だ信ぜず。余終に去る。翌日又余の診を請うも、即ち義子をして往かしめ辭して曰く、余既に投棄せずして、来診するも亦何の益か

あらん。夫一医の助診の若ごときなれば、則ち義子等の辭せざる所なり。亦善く任せざらんやと。余請いて之を通れ、終に往かず。但義子をして時々往かしめ其治療の如何を見るのみ。蓋ぞ又其他医を徵せざらん。貧医数輩、相診相議し、劑數方を処す。初めに服すは葛根一日。繼いで服すは柴桂湯三日。既にして舌胎の黄黒に及ぶ。或は大柴胡（大柴胡湯カ）を服し、又大柴胡加芒硝（大柴胡湯加芒硝カ）を服す。或は承氣養榮湯を服して下利數行、一朝俄然として舌胎拭うが如し。心氣脱然とし、医其脱然たるを見て、以為らく、陰部に陥らんと。因つて人附養榮（人附養榮湯カ）を用ゆ。又補中益氣（補中益氣湯カ）を用ゆ。或は交えるに參胡、芍薬を以てし、或は十全大補（十全大補湯カ）を用ゆ。十数日の間、転用の薬は凡そ九方、朝に改め夕に更え、妄射亂發す。亦安んぞ能く的中するを得んや。然れば病者は天幸にして、亦不死を得るなり。嗚呼、富家の入。貧医見誤を為して其身体を損傷するものなり。嗇に斯人のみならずして、豈痛悲せべけんや。

治験三条【富田栄純に代わりて作す】

一つ。農夫家貧くして、隣村の富家に身を鬻ぐ。奴と為して、一日蓋し匠の使令たりて、軒下に在りて務めて事つかえるも、俄然として暈倒うんたうす。吐写して昏冒し、視聽分ならず。主人急いで一医を徵し之を治す。医診て曰く、是方は今流行の悪病にして、所謂暴瀉・霍乱なり。余不佞の所にして得て療せず。請いて他医を徵するに、蓋し真武四逆（真武四逆湯カ）の輩を投じて去る。遂に余を徵す。余往診するに、一身冰冷し、四肢殊に甚し、口無言にして、目は視する無し。転筋急強にして危殆万状。但其脈は滑数にして有力なるのみ。嘔吐頻発し、建瓴けんれいの如く注瀉す。渴と呼ばざると雖も、而るに其飲を欲するは知るべきなり。因つて先ず白虎加人參湯を作る。之を服すこと數貼。而後、目漸く視有り。口亦言有り。乃ち開口を命ずるに、舌上乾燥し、胎は塗墨の如くす。續けて前方を服すこと一昼夜。身漸温まるも、亦唯煩躁悶乱するのみにして、吐瀉猶止まざるがごとし。迺ちすなわ小半加茯苓（小半加茯苓湯カ）、或は五苓（五苓散カ）、理中（理中湯カ）の輩、數ば相転用すること、五、六日を経る。吐瀉漸く止み、僅に稀い粥を啜ることを得る。然吐瀉の久しくすれば、腹部下陷し、精氣大いに脱す。因つて主人他僕に命じて其家に昇かいて帰らしむ。糧を齎して体を養い、余、服するに十全大補湯を与うること四旬有余日。而して主家に帰る。

一つ。童子蝮蛇の咬傷を患うこと数日。疼痛殊に甚し。諸療治を経るも愈えず。余嘗て之を老叟に聞くに、胡瓜汁は善く蝮蛇の毒を解く。時は三、四月の交にして、郷中の胡瓜は但苗有るのみ。而るに未だ瓜有らず。因つて其苗を把り、葉茎共に絞りて汁を取る。以て患処に伝うるに、疼痛頓に止む。奇と謂うべし。記して以て子孫に示す。

一つ。田夫小瘡を患い、發表剤を服せずして直ちに温泉に浴す。帰後発熱し、全身漸腫す。一医之を診て曰く、小瘡内攻するなりと。赤小豆湯を服すること数日にして愈えず。因つて又禹水湯を用いること数日。時或は少しく減じ、亦暫くして故の如し。遂に余を徴して之を治す。余厚朴七物湯を用いること数日。腫は漸減し、続いて之を服せば、全愈を得る。夫厚朴七物湯は治腫薬とは似て非なり。然れども余家之を用いて腫氣を治す者は募からざること、啻に今日のみならず。是を以て世人余を以て腫氣医と目すは、亦奇ならざるや。然れば余亦厚朴七物湯を知らずして何以に腫氣を主療せん。蓋し先人古方を用いて治するに、偶ま其効を得ること有り。因つて以て今に伝うか。是亦当に前条に与るべくして並記す。

策を討つ

問う。春秋の時、医和晋侯の脈を診て其良臣の將に死なんとするを知る。宋時、僧知縁其父の脈を診て能く其子の吉凶を道う。宋史の文は信するに足らざるなりと雖も、左氏の言、豈妄誕有らんや。抑も亦英雄人を欺かん。学者必ず説有り。悉く其論を請う。

君の脈を診て臣の死を知る。父の脈を診て子の吉凶を道う。其事両つ怪しむべきに似たり。然れば今問の意を夷攷うるに、宋史信するに足らざれば、則ち暫く之を置きても可なりと。但左氏の妄誕有るべからざれば、則ち之を弁じて茲に在るのみ。夫医和は良工なり。良工国を医す。矧んや人に於てをや。国を医す者は、必ず其政を知る。医人は必ず其行を知る。豈翅屑々乎として診脈・按腹するのみにして而る後良工たらんや。医和、晋侯の疾を一視して直ちに其行を知る。其行女室に近くし、惑いて以て喪志す。趙孟之を禦く能わず。是良臣の節を失するなり。必ず咎を容すを知る。故に曰く、將に死なんとすと。是其

知る所は、診脈にあらずして知る。行を察て以て知る。是之を良医の道と謂うなり。又何ぞ怪しまん。夫淫行の生疾は、子産既に之を先知す。曰く、君子四時有り。又曰、内官は同姓に及ばずと。若し是二者に由れば、為すべからざるなり。夫子産医にあざれば、則ち固より其脈を診ず。而るに其疾を知り、治すべからず。行を察るにあらずして然るか。子産既に行を察るのみ。矧んや医和に於てをや。左氏が其事を伝えるものは、固より事実の有る所にして、豈妄誕ならんや。策云く、脈を診て知ると。恐らく左氏の文にあざざるなり。

問う。暴池兼嘔吐の証は、夏秋の際の二歳に盛行す。其証極めて危険にして、天横亦鮮からず。世姑く称して暴瀉と曰う。今諸軒岐の書を稽えれば、則ち果たして徴する所有らんや。諸長沙氏の論に求めれば、則ち何部に属かんや。寒熱の分、表裡の別、治法は亦準拠する所無かるべからざるなり。詳しくは其説を請う。

夫医の治療に於けるや、諸軒岐に徴さざれば、則ち未だ以て拠有るとせず。諸長沙を求めざれば、則ち未だ以て法有るとせず。軒岐の建言、長沙の設論なり。今暴泄の証にして、危険殊に甚し。天横亦鮮からざれば、則ち軒岐の言を知らず。亦徴する所無からんや。長沙の論、亦求むる所無からんや。噫、其然りとするは豈其然るや。長沙軒岐に拠りて法を設く。所謂三陽三陰是なり。三陽三陰の六部に分かれてば、則ち寒は以て陰に属き、熱は以て陽に属く。虚実を分かち、裏を配せば、則ち上下有りて、浅深・軽重・緩急有り。悉く法に随うを以てすべし。夫既に法に随う施方にして、亦皆三陰三陽に外ならず。三陰三陽、軒岐に拠りて法を設く。則ち其法に随う者は、之を長沙に求むと謂う。亦何ぞ強いることあらん。之を軒岐に徴すると謂う。亦何ぞ強いることあらん。但其証の急を暴わすのみ。長沙の論中、其類無きに似たり。然れば長沙一たび其論を設け、医治の法方始めて定む。諸を規矩準繩有るに譬えるに、方・円・平直成るべからざるは、規矩準繩の常法有り。方・円・平直は無定の器なり。則ち無定の器と雖も、亦常法を以て之に当たる。何ぞ器は方・円・平直ならざるや。今医長沙の定法に熟し、証に随い其治を施す。寒熱・虚実を有すと雖も、亦唯補瀉・温涼の道に違わざれば、則ち何ぞ疾治せざらん。但天行・時氣の不

均なるのみ。急を暴わすは事に及ばず。医聖と雖も亦將に如之何せん。乃ち以て天命に帰し、亦為るに強いせず。

又人を代えて対う

昔者、長沙氏傷寒論を著し、疾医の法方始めて定む。迺ち三陰三陽の編目を建つ。以て病邪の所在、表裏・浅深の位を指示し、寒熱・虚实の分を与うるなり、後世の医は斯に準拠す。百疾治すべからざるもの無し。叔和氏に至るは之を撰次す。妄りに其意を加え、以て之を攙る。玉石混淆、得べからずして弁贗す。然れば辞は簡にして旨深し。諸事実に徴し、其影響を効す。之を長沙の旧と謂うも可なり。抑も亦辞は煩にして旨浅し。諸を施して疾を治するも、頑然として驗無し。之を叔和の攙と謂うは、亦善からずや。論末所載の霍乱編は、専ら池利嘔吐証を論ずれば、則ち所謂暴泄兼嘔吐にして、亦斯に係る。其論尽きざる所有りて、其方亦足れりとせず。但五苓、理中、四逆の類のみ。僅々三、四方を過ぎざれば、則ち未だ以て時行暴急の病を療するに足らざるなり。是他無し。均しく叔和の攙に因る。夫霍乱の名は、蓋し長沙の命くる所にあらず。何となれば則ち飲食の生冷に過ぎ、腹痛・煩満・嘔吐・泄瀉は、寒にあらずして則ち熱。虚にあらずして則ち実。豈三陰三陽の外を出んや。然れば則ち既に三陰三陽編有り。亦豈別して霍乱編有るべけんや。而るに之有らば、得て叔和の攙にあらざるなからんや。但其一、二を取るべきもののみ。皆傷寒厥陰証にして、其論吐利を主ると雖も、亦必ずしも霍乱の証にあらず。則ち其諸厥陰編を取り、以て之を補するや必なり。然れば則ち時行暴泄の病は、殆ど準拠する所無し。豈其然らんや。其証亦寒にあざれば則ち熱。虚にあざれば則ち実。固より三陰三陽の外を出ず。

則ち寒なれば則ち之を温め、熱なれば則ち之を清す。虚なれば則ち之を補し、実なれば則ち之を瀉す。乃ち白虎承氣の類、真武、四逆の輩、或は瓜蒂、或は備急、諸を三陰三陽部中に求めれば、則ち其方亦乏しからず。是を以て之を療し、治せざる者は命なり。豈我知る所ならんや。夫軒岐の言の若きは博なり。後世時行の病は、徴する所無きに似たり。然るに三陰三陽の名は是に窺まれば、則ち長沙の編目は亦此に本づく。故に長沙に求めて其法を得れば、則ち軒岐の

言、一々徴せずと雖も、亦無害の医たるなり。

治驗【慶応紀元乙丑閏五月廿六日、再春館に於て試業す。乃ち以下の文五道を持して以て出席す。】

壬戌の歳、麻疹大流行し、海内一統、蓋し触れざる所無し。我邦の若きは官吏錢幣を出すに至るは、窮民の償の爲の医薬の價なり。乃ち余が如き拙工も、亦八、九旬の間、三百有余人を療せば、則ち高手の輩は昼夜寧處に違あらず。夫順逆二証の若きは、蓋し前に定むる所有りて医の工拙に因らず。則ち但陰の一証のみ、医に因つて治するを以て其死生を定む。吾徒豈慎まざるべけんや。而るに拙療中、險証亦募からず。而して我隣家の末男に險莫し。疫を兼ねる如く、痢を兼ねる如く、危殆万状にして、因つて以為らく、鬼録上の人を漸転して活かすものは天なりと。庸に療して凡そ治を能くする所にあらず。然れども猶未だ其匙を擲たず。日に精考熟慮し、死亡を遁るるに至れば、則ち亦下手の偶中にして、敢て以て治験するにあらざるなり。其の初は感冒の如く、發熱有ると雖も亦翁々とせず。惡寒有ると雖も亦齶々とせず。但其神氣鬱々たるのみにて、或は痒、或は興し、未だ就摩を全うせず。家人其疹初たるを慮りて、從容として余薬を請わんとす。服するを以て余亦未だ精診に及ばず。他家に与るも輕証の一視。葛根湯を与えて以て之を服すること既に三、四日を歴る。荏苒として解く如きは兩日。六、七日に至りて熱漸加す。麻疹周身に發る。是に於いて家人皆安息して曰、是人々皆遁れざる所にして、既已に發出すれば、則ち其瘡は亦近からずや。而して猶未だ其日を終えず。疹皆没入し、忽然として見え。家人怪懼すること告げるを以てすれば、則ち余亦遽然として診に至る。其脉の洪數、其熱の蒸々、其目の光耀は、渴を喚び、飲を呼ぶ。臥起輾転として安からざれば、乃ち白虎加人参湯を与う。之を服すること數貼。須臾に渴きは止み、亦倏忽にして發る。煩躁悶乱、言語は狂れるが如く、嘔々喋々とす。因つて又大承氣湯を作り、數貼之を与う。大便の快利を得、而後煩躁の讞語、時或は止む。然れども其熱敢て退かず。發作往來し、數日止まず。時或は尿血。渴亦發れば、則ち大柴胡加石膏湯を作る。之を服すること數日。熱氣漸退し、既にして又下利止まず。或は紅く、或は白く、宛然たる膿血利なり。此時氣力

漸衰、身体羸瘦、脉亦沈微たれば、則ち或は真武加人参、或は桃花加俯子、転用すること稍久し。而る後下利漸止す。然れども穀氣僅々たりて、衰脱益す甚し。身体床に在りて、自ら転側する能わず。背脊久しく茵蔯に黏り、皮膚摩剥し、而して肩に腰に床瘡を生ず。痛苦堪え難く、終に癰の如く潰爛す。日夜膿汁を出し、臭穢鼻を穿つ。父母兄弟と雖も、亦以て潔とせざれば亦甚だ困る。是に於いて十全大補湯を内服し、外に中和、白明、諸膏を伝う。飲食を節し、労働を慎むこと七旬有余日。而るに始歩して隣村に至る。此男歳十六。一つ。女子歳十一、痘に罹る。既に点見れ、熱仍解けず。狂言妄語すること鬼状を見るが如く、殆ど精神無からん。一医之を療するに、初め葛根湯を以てす。次に虻証を慮り、大柴胡加鷓鴣湯を以てす。而れども虻落ちず。熱亦自若し、食餌は絶粒。家人遽に謀ぎ、更に一医を特徴す。一医其精神無きを視、以て痘毒深劇の致す所とす。亦生理無からん。乃ち人参、野猪膽合煎し、之を与えて去る。既にして余を徴し、余往診の時、身は大熱無く、脉浮にして有力、更に異証無し。但精神恍惚たるのみ。之目は視有りて、口言無し。余其舌を出すを命ずるも敢てせず。其痘甚しくは稠蜜せず。亦惡点無し。因つて之を熟考す。虻なれば則ち虻なり。然れば其居する所必ず高からん。是蓋し柘彰常謂う所の貫心の虻なり。烏頭にあらざれば之を下す能わず。乃ち前医の用いる所、大柴胡加鷓鴣湯、更に烏頭を加え、作ること三貼。之を与えて去る。翌日又余を徴す。蓋し前夜虻の落つるは二頭。然れば目の視えて口の不言は前日の如し。但余命に応じ、僅に其舌を出すは、与えざる前日と同じなれば、則ち余は其行を知り、將に精神に就かんとするのみ。然れば家人驚譟し、余に謂いて曰く、此女当に生無かるべしと。縦仮脚靈を以てするも生を以てするも亦万一の僥倖のみ。余曰く、未だ必然ならず。今少しく前方を服し、虻を下すこと若干頭なれば、則ち必ず当に精神に就くべし。既に精神に就けば、則ち食亦必ず進む。夫痘の若きなれば則ち輕証にして、亦患うに足らず。而るに又前方三貼与え、翌朝又夙に徴す。余使に問いて曰く、精神既に出るやと。使曰く、未だ。前日と更え異なるは与うる無きのみと。余因つて怪しみて謂く、精神の不出なるは、日既に久し。寧ろ死証にあらざること無きを得んやと。行を促して時に至る。病

女藤中に在りて食す。主人余を視て出迎え、乃ち欣然として余に謂いて曰く、病女靈葉に因りて虻の若干頭を下し、漸く精神出づ。今食亦少しく進み、蓋し亦活を得ざらんか。亦枯木の花ならずや。然れば下すものは皆死虻なりと。敢て問う、何故と。余曰く、是蓋し中烏頭の毒なりと。焉を念わずして主人曰く、然るや。何れの幸が之に如かん。敢て大徳を重拜せざるやと。余亦從容として診を進む。顔色和麗にして、言語常の如くし、痘亦能く起脹す。乃ち主人謂いて曰く、凡そ治痘の諸書、多くは下剤を忌みて用いずと。然れども余の所見は別なれば、則ち下剤数日して亦障礙無し。主人曰く、唯々として遂に前医を招き、後方を指揮して全治を托すも去ると。其後主人来たりて謝す。蓋し貫膿、収醫等、順証の如きを云う。

凡そ医は之療病なり。臨變逐機、以為らく、甚だ難しと。然れば持重の術は亦難からんや。但緩急有りて以て之に従うのみ。医の主要なり。余嘗て一里の胥患・虚勞を見る。其医古今の方を探すも百治験無し。以為らく、行いて將に療むに至らんとすと。因つて病家に謂いて曰く、余の治は久しく功無し。他医を徴して以て譲らんと請うも、病家決せず。匙人に命じて其医を撰ばしむるに、余偶ま其撰に當る。遂に余に柬を投じて以て徴す。備に其情状を陳べ、礼敬懇到、余義辭するべからずして遂に住きて診すれば、顔色憔悴して、臥起安からず。其脉浮にして無力。声音の微妙たること蚊の如し。余嘗て其人を知る。性質堅固にして、事を務むるに苟もせず。蓋し其奉職の間の思慮勉強の深と謹慎勞苦の積、終に此患に致る。故に胸痛心悸、寤寐煩燥、精液内虚、皮肉外脱にして滋潤・調和にあらざるよりは、安にか能く之を瘳するを得る。然れば是宜しく急治すべからず。自今余薬を服するも、亦数旬を経るにあらずして其験見ること、日に三貼服するを三旬余。而して始めて少快を覚ゆ。病者石心にして、敢て怠業を怠らず。余亦一方を貫用すれば、漸々向吉し、凡そ百有数十日を経て常に復す。

麻疹治法論

昔吾之を大孺人に聞く。云く、麻疹二十五年に一たび流行すと。余母胎を出て

病に即く。二十五歳にして又流行す。果たして大孺人の言の如きなり。然れば此時、余医覺に在るも未だ治を施さざれば、則ち其詳を記さずと雖も大抵皆証のみ。未だ其險証有るを聞かず。矧んや死者に於いてをや。故に自ら以て麻疹を死証無しとす。昔其死者有るを聞く。蓋し或は痢を兼ね、或は虻を兼ね、因循して以て及ぶ。唯一麻方麻疹は死者之を絶無とす。其後数年して又流行す。時に余既に在家にして治を施せば、則ち数十人吾匙に瘥る。然れば是蓋し似者にして真にあらざるものなり。故に麻疹と名づくること無し。然れども亦別病にあらず。我邦の俗称に麻疹は波滋葛と曰う。其似者は只滋葛と曰う。以て軽きの故なり。其真の麻疹は、三十八年にして大流行す。大孺人の言とは亦逕庭有り。時に余六十三歳、養子及び一、二の門人を与り、専ら其治を施す。文久壬戌の歳、我郷七月より八月を経て閏月に至るまで、八九旬の間、三百有余人を療し、死者五人、危険を引くは日者數十人。是蓋し余の幸にして然るなり。医に療する所を聞けば、險逆の証、昔に陪蓰のみならざるなり。是蓋し医治の罪にあらず。疹毒の深く劇しきは前古無かる所にして、是を以て然り。是に於いて、吾昔以て死証無しとするものは亦大相逕庭なり。嗚呼、昔なれば則ち彼の如き輕易も、今なれば則ち斯の如く險逆。何ぞ然異なるなり。凡そ病は變ずるなり。則變すると雖も、一たび発れば再びせず。限日を限りて年を期すに、概ね常數有り。唯痘疹然りと為すのみなり。然れば近世に至りて、流行は年を限らず、其發るは日を限らず。其毒の淺深と其証の輕重、昔年与るも昔に霄壤のみならず。昔病んで今又病む者之有り。一たび發りて隔年再發する者之有り。疫を兼ねる如き者之有り。痢を兼ねる如き者之有り。余毒發りて瘡疥を為す者之有り。陥りて内攻する者之有り。既に瘥るも食復する者之有り。又勞復する者之有り。千態万状、得て定め極めるべからず。是天運時氣の異有らんか。抑も人生古今の別有らんか。啻に世人の惑うのみならず。医亦諸書の論說に曰く、虛実・攻撃・温補と。則ち更に適從する所無し。噫、豈果たして適從する所無からんか。亦我道を為す所を知らざるなり。昔者、張長沙『復寒論』を脩めて将来に道を垂らせば、則ち後世の医、能く其法に依りて其方を用ゆ。則ち百爾諸病、得て治すべからざるもの無し。唯痘疹の如きは其名を載せざれば、則ち

以て其法方を為し、用うるに依る所無し。『活幼』、『瑣言』、『弁要』等の諸書有る所以なり。殊に長沙の伝道教法するものを知らず。豈悉く其名を載せ、以て後世に于けるや。譬えば諸大匠規矩を授くるに、取る者は諸其手を熟し、何ぞ方員得て為さずや。然れば規矩は一定の法にして、方員の器は大小無定なり。但一定の方員を為すが若きは、無定の方員を為す能わざるのみ。是豈能く規矩たるものを取らんや。必ず無定の方員を為して、以て良工を為すなり。長沙の論は、一傷寒の治法たりて、百病の証にして變化無窮なり。但一傷寒の治法を知るが若きは、百病無窮の治法を知らざるのみ。是豈能く長沙を学ぶ者ならんや。必ず百病無窮の治法を知る。而る後以て良医たるなり。今吾麻疹の治を為すに、亦豈他の求あらんや。宜しく諸を長沙に求むれば、則ち其熱を初めとし、發表を以て法を為し、大陽を以て位を為すべし。桂麻・葛根諸方、証に隨いて撰用せば、則ち輕きは乃ち瘥、重きは瘥す。既にして瘥ざれば、則ち其邪進みて少陽に位す。乃ち亦和解を以て法を為す。大・小柴胡諸方乏しからず。猶瘥ざる者のごときは、弥進みて陽明に位す。白虎以て之を清くし、承氣以て之を下す。驅熱・退邪の方は不足無し。夫裡虚の人の若きは、其毒陥りて三陰に位すれば、則ち附子真武四逆諸湯。備えざる無し。或は痢を兼ね、虻を兼ね、諸証雜出すれば、則ち其虚実を察、其寒熱を弁え、証に隨いて其治を施す。固より三陽三陰の外を出ず。是豈翅麻疹なるのみや。其他百病皆然るなり。是之を謂いて学一規矩を学び、而して百方員を為すと。亦善からずや。且つ長沙の規矩を取りて、百病の方員を為せば、則ち後世、諸家の方取りて以て刀鋸錐鑿を為すに亦妨げず。何ぞ必しも長沙に固執して、其他の為すを顧ざるや。但規矩を取り、其手を熟するを要むるのみ。百方員を為すに精しうせん。文久三癸亥九月、城允撰す。

戯れに種痘事を論ず

或が余に問いて曰く、種痘果たして益有らんか。抑も亦無からんかと。詳らかに之を聞くを請うに、余笑いて答えず。或は艷然として喜ばず。毅然として色を正して曰く、汝嘗て医を脩むる者にあらざるか。蓋し汝説を詳らかにして以て論さんと。余曰く、夫医事の若きは、則ち吾講習する所にして、豈其問を承

けざるや。今子の問う所は医事にあらず。豈吾の答うる所ならんや。或は曰く、痘は医の与る所にあらずして、痘の病名を曰う。治の法は固より医の講習する所なり。之を種えるに至り、豈医の為す所ならんや。方今糴を重んずる餬口の徒は、固より医道を知らざる者の事なり。医者たれば豈之を知らんや。夫痘の病を為すは、初熱見点、起脹貫膿、收靨結痂す。日を限りて年を期し、一たび触れば再びせず。他に与らざるは諸病と同じ。怪病と謂うべし。渠ぞ其怪病に因つて怪意を起し、怪法を設えて之を施す。亦怪技ならずや。正医の道を以て論ずべからず。請うに、戲謔を以て之を言うも可ならんか。可と曰う。余曰く、種痘の起、吾其濫觴を問うに違あらず。当今蛮貊の支流は我が東方に奔溢す。蕩々として山を懐み、浩々として陵に褻り、下民墊溺す。豈翹下民のみなるか。高貴の卿士も亦、或は其迸滴を喜び、其波及を愛でること甚しからんや。之易行を怪しみて之を正すの難きは明らかなり。是君子命を知らず。小人分を知らざる故なり。渠ぞ其隙に乗らん。其技を誇張し、唱えて曰く、一痘種えれば則ち一痘を生じ、二痘種えれば則ち二痘を生ず。痘の多少は、其心の欲する所なり。而して起脹貫膿、收靨結痂し、八、九日して愈える。亦再触すること無きなり。是軽きに重きを転じ、吉に凶を逃れるが、至善の道なりと。之を以て夫人は浮名を弋り、財利を射るに陥る。若し信ぜざる者有らば、官吏有司の力を仮り、以て偏えに之を誘う。是を以て都鄙貴賤無く、皆相染まり相泥む。然れば種えて果たして遁れんか。不日正に痘に触れる。順逆險難にして、常に異ならざる者寡からず。是に於いてか、渠其人を論して曰く、種えて生ずるものは仮有りて真有り。故に問う。或触者は仮にして真にあらざるも、真に至れば則ち敢て触すること無し。然れば渠ぞ其真仮を撰ばしむと。亦能く弁ずる無ければ、則ち其所謂真仮は亦一時の遁辞のみ。其種えて即触せず、数月数年を歴て触れる者之有れば、則ち其言を改めて曰う。是一時流行を避くるの法のみにして、終身痘を逃れると曰うにあらずと。故に流行ごとに之を種うるは、以て暫く其難を避くるべきのみ。然れば無種の始めは、亦自然触れざる者之有り。又今種えて遁れ、或は遁れずして触れる者之有れば、則ち種えて遁れんか。自然遁れんか。明に分かつべからず。然れば則ち亦以て避くるの法を為すべから

ざるなり。是に於いてか、又其言を改めて曰く、種えて触れる者は、触れると雖も必ず軽し。險逆証有ること無きなりと。而して渠の舌猶未だ乾かざるがごとくして、触れる者は亦必ずしも軽からず。或險逆して斃れる者、往々にして之有れば、則ち其言簧の如きと雖も、亦改むるに由無きのみ。然れば則ち其果たして有益ならんか。抑も亦無からんか。世人概ね有知者に当たりて、豈必ず吾の言を待たんや。且つ渠ぞ種痘の事、其要亦安にか在る。夫人をして天横無からしめんと欲するか。抑も亦醜面無からしめんと欲するか。死生なるものは命なり。醜艶なるものは分なり。之を分かち命を与るものは、有生の始を定む。如之何得て既生の後に之を免れしめんや。故に痘痕有ると雖も、其面必ずしも醜からず、却つて無き者に優ること之有り。痘痕無きと雖も、其面必ずしも艶やかならず、却つて有る者に劣る。亦往々にして之有れば、則ち醜艶必ず痘在らんや。夫人必ず其分有りて定む。矧んや其寿夭長短、亦必ず其命有りて定むれば、則ち痘を遁れて疹に死せん。疹を遁れて痢に斃る。其它諸病、亦未だ敢て死せざる者有らず。嗚呼、小人之を知らざるは、固より其所なり。君子之を知らずして、君子と謂うべからず。渠ぞ其隙を覬覦せん。亦宜しからずや。然れば渠ぞ亦未だ能く疹を種えず。亦未だ能く痂を種えず。其它諸病、亦皆未だ能く種うるものにあらず。以て命分有るなり。吾命分の外を聞く。福を求むる所無しと。渠ぞ重ねて其言改めるが若きあらん。死の命分を種うると曰えば、則ち吾亦誠信にして之に従う。然れば蓋ぞ其苗を取る所無からざる。或は粲然と笑いて去る。元治改元夏六月、城允撰す。

〔頭注〕

医鑿祭酒富田公寛先生之を評して曰く、確乎にして正言たれば、同盟の人、豈一心を以て之に与すべからざるか。医流の醜蔽、振古と雖も之有り。蓋し方今に於いて甚だしきは莫し。余始めて恒謂らくは、都下輕薄の風にして、医蔽尤も甚し。加之、流俗の恒無きを以て、其勢潰々として響くべからずと。如之何ともする無きのみ。県郷則ち然らずんば必ず淳厚の風有りて存す。氓の蚩々たるも、病家必ず多きは恒有るものなり。今此書を閲すれば、則ち鄙何ぞ殊

別する所有らんや。嗚呼、亦傷なわざらんか。会盟の約言一行。則ち闔郷こうきょうの医生、必ず廉恥を生ず。病家亦必ず自然弁知する所有るを知る。風漸の被る所、必ず又他郷に及ぶ。一盛事と謂うべきなり。

注

- (1) 以上、城鞠洲の墓碑銘は、「城鞠洲」項(武藤巖男編『肥後先哲偉蹟』後編、歴史図書社、一九七二年所収)参照。なお、引用文中の旧字は現在通用する字体に改めた。以下同。
- (2) 多田隈家文書「御国中医師名覚帳」(『近世荒尾の医師と馬医』荒尾市史基礎史料第六集、二〇〇四年)より。鞠洲は「右同」「御郡代直触」上西寺 城允」と記される。
- (3) 前掲「城鞠洲」項(『肥後先哲偉蹟』後編)。
- (4) 補足史料についても前掲「城鞠洲」項参照。
- (5) 「歴代役職員氏名」(山崎正董『肥後医育史』、鎮西医海時報社、一九三〇年所収)。
- (6) 山崎正董『肥後医育史補遺』(鎮西医海時報社、一九二八年)、一二四頁。なお、熊本県立図書館に所蔵される「再春館師役」(二九一二)にも鞠洲の名は認められない。
- (7) 後藤是山記念館に『鞠洲文稿』の初編、二編、三編の端本が所蔵されている。

【付記】本研究は、JSPS 科研費 JP19H00540, JP18K00284 の助成を受けたものです。